○農林水産省国土交通省令第二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二十三条第五項並びに海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第三条の八及び第四条並びに地すべり等防止法施行令（昭和三十三年政令第百十二号）第一条の規定に基づき、海岸法施行規則及び地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

農林水産大臣　野上浩太郎
国土交通大臣　赤羽　一嘉

海岸法施行規則及び地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令

（海岸法施行規則の一部改正）

第一条　海岸法施行規則（昭和三十一年農林省運輸省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二中「㊞」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

別記様式第七中「印」及び備考二を削り、備考三を備考二とし、備考四から備考六までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第七の二中「㊞」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考6までを一ずつ繰り上げる。

（地すべり等防止法施行規則の一部改正）

第二条　地すべり等防止法施行規則（昭和三十三年農林省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第七中「㊞」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考6までを一ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省国土交通省令第三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第六十二条第一項の規定に基づき、農林水産省・国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

農林水産大臣　野上浩太郎
国土交通大臣　赤羽　一嘉

農林水産省・国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する省令

農林水産省・国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年農林水産省国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊞」を削り、備考2を削り、備考1を備考とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第九十八号

船舶法（明治三十二年法律第四十六号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令

（船舶法施行細則の一部改正）

第一条　船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一号書式中「㊞」及び備考8を削る。

第五号書式中「㊞」及び備考11を削る。

第八号書式及び第九号書式中「㊞」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

（鉄道抵当法施行規則の一部改正）

第二条　鉄道抵当法施行規則（明治三十八年逓信省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「署名捺印シ」を「氏名ヲ記載シ」に改める。

第三条第一項及び第四条中「署名捺印シ」を「氏名ヲ記載シ」に改める。

第五条中「署名捺印スベシ」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。

第十条中「署名捺印シ且毎葉ノ綴目ニ契印ヲ為スコトヲ要ス」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。

第十一条第一項中「署名捺印スヘシ」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。

第十二条中「記載シ抵当権者及会社ノ代表取締役又ハ代表執行役之ニ署名捺印スヘシ」を「記載スベシ」に改め、同条第二号中「名称」を「氏名又ハ名称」に改める。

第十三条ノ二第一項中「署名捺印スベシ」を「氏名又ハ名称ヲ記載スベシ」に改める。

第十八条中「署名捺印シ」を「氏名又ハ名称ヲ記載シ」に改める。

第二十八条中「署名捺印スヘシ」を「氏名又ハ名称ヲ記載スベシ」に、同条第一号中「名称」を「氏名又ハ名称」に改める。

第二十八条の二を削る。

（船用品検査試験規則の一部改正）

第三条　船用品検査試験規則（大正九年逓信省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一号書式、第四号書式及び第五号書式中「㊞」を削る。

（軌道法施行規則の一部改正）

第四条　軌道法施行規則（大正十二年内務鉄道省令）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「連署ノ上左ノ」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ」に改め、同条第二項中「連署ノ上」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ」に改める。

第二十六条中「連署（新設分割ノ場合ニ於テハ署名）ノ上左ノ」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ」に改める。